

警報発表時等における臨時休業等の対応について

1. **みなべ町に大雨警報**が発表されている場合は、臨時休業とする。
2. 次の市町村に、**特別警報・暴風警報・津波警報**のいずれかが発表されている場合は、臨時休業とする。

| 区域 | 市町村 |
|-----------|--|
| 紀中 | 有田市・御坊市・湯浅町・広川町・有田川町 由良町・美浜町・日高町・日高川町・印南町 みなべ町 |
| 田辺 西牟婁 | 田辺市田辺・田辺市龍神・田辺市中辺路 田辺市大塔・田辺市本宮・白浜町 上富田町・すさみ町 |



- ※ 1・2 いずれの場合も、判断は午前7時以降とする。
- ※ 臨時休業で休講となった授業は、後日その補充を行う。

3. **午前10時までに上記警報**が解除された場合は、5・6限の授業を行う。
4. 午前7時以降、自宅の市町村に**警報が発表されるなど**、**登校が危険であると保護者が判断した時**は、担任に連絡し自宅待機する。この時、個々の事情により公欠または欠席とする。
5. 定期考査中に臨時休業した場合は、考査期間を延長し、**休業日の考査は考査最終日**に実施する。
6. 登校後に警報が発表された時は、状況を見て学校長が下校等の判断をする。
7. (追記) 警報が発令されていないが、何らかの影響により**JR等が運休の場合の取り扱い**について。
 - **登校が危険である場合は、家庭で判断して身の安全を確保**する。
 - JR等が運休の場合、**動き始めた(できる限り)最初の電車等で登校**する。
 - この場合、学校への電話連絡はいりません。
 - この場合、遅刻・欠課にはならない。
8. (追記) 本校は、**事前避難対応地域にある**ため、**南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)**が発令された場合以下の対応を行う。
 - 南海トラフ地震臨時情報「**巨大地震警戒**」発令中は**休校**とする。
 - 南海トラフ地震臨時情報「**巨大地震注意**」に切り替わった場合は、後発地震に充分警戒しつつ、**安全を確保しながら登校**する。
 - 事前避難期間と考査日が重なった場合、考査の実施については、後日連絡する。

